

宮歯発第 245 号
令和 4年 9月13日
(在宅歯科部会)

一般社団法人 宮城県理学療法士会 各位

一般社団法人宮城県歯科医師会
会長 細谷 仁 憲



要介護者及び障害児・者の口腔ケア支援者研修会のご案内

初秋の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会事業の推進にご理解ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

この研修会は、8020 運動推進特別事業として宮城県より受託したもので、歯科関係者のみならず介護職員や社会福祉施設関係者等多職種を対象とし、要介護者、障害児・者等の口腔ケアに関する知識、技術向上を目的とし、従前より好評をいただいております。しかし、昨年度は新型コロナ感染症拡大のため、中止せざるを得ませんでした。今年度はweb方式で再開いたします。ご興味のある方、施設や在宅等で口腔ケアをなさっている方等、是非受講いただき、日頃の疑問解決や資質の向上にお役立ていただければ幸いです。

例年、実技講習を含む集合形式の研修会で開催しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、Web 配信サービスを用いたリアルタイム配信といたします。配信サービスはYoutubeを使用し、下記日程にて計3回実施いたします。今回はより多くの方にご受講いただけるよう、視聴期間内であれば自由に視聴できるオンデマンド配信も行います（お申し込まれた方のみ視聴可能）。

詳細については、開催要領もしくは参加申込Googleフォームをご確認ください。

なお、参加申込につきましては開催要領に記載のURL・QRコード、もしくは宮城県歯科医師会HPからGoogleフォームにアクセスし必要事項をご入力の上、お申込ください。

つきましては、貴団体所属の会員様等に御周知くださいますようお願い申し上げます。

記

開催日：第1回：令和4年10月15日（土）14時～15時30分

第2回：令和4年10月22日（土）14時～15時30分

第3回：令和4年10月29日（土）14時～15時30分

- ・同封書類 1, 第1回～第3回 演題・抄録
- 2, 開催要領（受講方法他）

問合せ先；宮城県歯科医師会（千葉、佐藤、小野寺）
TEL022-222-5960 fax022-225-4843

要介護者及び障害児・者の口腔ケア支援者研修会開催要領

以下、受講方法等をご確認の上、お申込ください。

使用サービス：Youtube

受講方法：①宮城県歯科医師会 HP または、下記 QR コードから申込グーグルフォームにアクセス



宮城県歯科医師会 HP (URL : <https://www.miyashi.or.jp/>)

申込グーグルフォーム (URL : <https://forms.gle/TyJfMAwY7QcoxT278>)

②必要事項を入力し送信後、入力したメールアドレスにメールが届きます。
メールアドレスに入力間違い無いようお願いいたします。

※宮城県歯科医師会からメール(miyashi.chiiki@gmail.com)が届きます。
メールが届かない場合、入力したメールアドレスが間違っている、もしくはドメイン指定受信を設定している可能性があります。入力したメールアドレスの確認、ドメイン指定受信されている場合は受信できるよう設定してください。

③受信したメール内の受講を希望する「研修会参加 URL」を
開催 20 分前にクリックしていただき、受講待機してください。
開始時間になり次第、研修会を開始いたします。

④受信したメール内には各研修会の受講後のアンケートがあります。
ご回答よろしくお願ひします。

配信方法：オンライン講習後、**開催日を含む約 3 日間の動画配信**

例：10月15日（土）14時 研修会開始

10月15日（土）15時30分 研修会終了

10月15日（土）16時頃 研修会録画動画の掲載

～動画視聴期間～

10月18日（火）9時頃 視聴期間終了

動画視聴期間中、登録完了メールに記載のある「研修会参加 URL」をクリックすることで視聴できます。

質疑応答：受講後アンケートに質問欄があります。回答期間内にご質問いただければご入力いただいたメールアドレスに回答を送信いたします。回答には約 1 週間程度お時間を頂きます。ご了承ください。

注意事項：研修会の動画撮影、ダウンロード、キャプチャー、スクリーンショット及びその行為に準じるものを禁止致します。
また、研修会参加 URL の転送、配布等を禁止します。ご了承ください。

問合せ先；宮城県歯科医師会（千葉、佐藤、小野寺）
TEL022-222-5960 fax022-225-4843

第1回 10月15日(土) 14時~15時30分

演 題：認知症の方への口腔ケア

講 師：宮城県歯科医師会 在宅歯科部会 部員 河 瀬 聡一郎（歯科医師）

口腔内は暗く、歯が複雑に並び、舌や頬粘膜は常に動き、そして唾液も溜まります。その様な環境下で、“他人の口腔ケアをする”ということはとても高いスキルを要します。ましてや、日々の多忙を極める業務、コロナによる感染拡大の中、指示が入らない認知症の方への口腔ケアとなると、介護者への負担は計り知れません。

そこで大切なことは、皆様が口腔ケアを抱え込まないことだと考えています。もちろん皆様のお力添えは必要不可欠ではありますが、上手く歯科を使っていただくことで、介護者の負担を軽減し、しいては認知症の方のQOL向上に繋がると考えます。

今回貴重な機会を頂きましたので、口腔ケアの重要性、口腔ケアのポイント、日頃私が訪問診療で用いている口腔ケアグッズの紹介、そして皆様と歯科が繋がる仕組みについて提言ができればと考えております。

演 題：「歯科衛生士が関わる障害児・者歯科

～1次医療機関と2（3）次医療機関が繋がるために～」

講 師：地方独立行政法人宮城県立こども病院 歯科口腔外科・矯正歯科

谷 地 美 貴（歯科衛生士）

障害のある患者さんのご家族の多くは、定期的な歯科受診の必要性を理解しながらも、過去の様々な経験から歯科受診に二の足を踏むことも少なくありません。当院に来院される患者さんにおいても、広範囲にわたる齲蝕が認められることも多く、実際の治療は、患者さん本人をはじめ保護者の負担も大きなものとなり、私たち医療者にとっても、安全に治療を行うことが困難である場合も少なくありません。

障害者医療は患者さんを取り巻く多種職が、目的と情報を共有し、互いに連携を取り合いながら行う「チーム医療」が強く求められている分野でもあり、口の中の問題が障害特性や個性、日常生活や社会生活の問題として現れる可能性も高く、歯科医師や歯科衛生士との関わりが非常に重要になります。しかし、障害のある患者さんにおいては、コミュニケーションの問題や治療に対する理解を得られがたいなど、歯科治療を円滑に行う上で様々な難しさを伴う場合が多いことも事実です。

今回は、「口腔ケア」から障害児・者を支える皆さんと、ケアでの困りごとの解消につながるヒントや地域で支える障害者歯科診療について考える機会になればと思います。

第2回 10月22日(土) 14時~15時30分

**演題：お口の健康から考える、要介護高齢者の「生活支援」と「食支援」
～施設歯科衛生士の立場から～**

講師：特別養護老人ホームまほろばの里向山 片桐 美由紀（歯科衛生士）

昨年、日本の高齢者人口は世界1位となり、高齢化率が28.4%となりました。医療・介護・福祉等様々な分野が発展していき平均寿命は毎年伸び続けています。その一方「平均寿命」と「健康寿命」には大きな差があり、県内でもフレイル予防に力を入れているところです。全身の健康管理の一環としてお口の衛生管理・機能管理が不可欠である事は広く知られるようになりましたが、高齢者の多くは基礎疾患を抱えている現状にあります。また、高齢期にリスクの高まる「低栄養・脱水」「誤嚥性肺炎」はお口の健康との関連が深く「食べること」に課題を抱えている方も多いのではないのでしょうか。安全に美味しく楽しく食事を摂ることは「生活」に大きく影響を及ぼします。

平成27年度の介護保険制度の改正では口腔・栄養管理に関わる取り組みが大幅に見直されました。その中には咀嚼能力や栄養状態を適切に把握した上で、お口から食べる楽しみを支援するための多職種によるプロセスを評価するものとなっています。

今回は施設歯科衛生士の立場から「口腔ケアマネジメント」や「ミールラウンド」などを通して、どのように多職種と連携し要介護高齢者の生活を支えているのか、そして最期まで自分のお口で食べ続けるために私たちに何ができるか、日頃の取り組みの様子をご紹介させていただきたいと思います。

**演題：歯科衛生士が関わる障害児・者歯科
～口腔ケア支援者と患者さんとそのご家族が繋がるために「ちょっとした配慮」～**

**講師：地方独立行政法人宮城県立こども病院 歯科口腔外科・矯正歯科
田代 早織（歯科衛生士）**

2016年に障害者差別解消法が施行され、歯科の分野においても特別な場所に依らず、障害のある人にも歯科的支援が供給できることが求められるようになりました。障害者歯科は基本的な歯科医療行為に加え、スペシャルニーズに合わせた支援とさまざまな配慮を要する歯科の領域とされており、口腔の知識と同様に障害の基礎知識と障害者に対する理解と認識が必要となります。しかしながら、そういった特異性が障害者歯科のハードルを高くしてしまっている原因の一つではないのでしょうか。実は、実際の障害者歯科診療にあたって、少しの工夫やちょっとした配慮で対応できるケースは少なくありません。

今回は、当院で取り組んでいる「ちょっとした配慮」を外来診察の様子を交えながらご紹介させて頂き、それらが皆さんの障害者歯科診療や日々の口腔ケア支援のヒントに繋がれば幸いです。

第3回 10月29日(土) 14時~15時30分

演題：「口腔清掃の自立と口腔ケア介入について考えてみよう」

講師：宮城県歯科医師会 在宅歯科部会 幹事 相澤俊彦(歯科医師)

高齢者への口腔ケア介入は誤嚥性肺炎の予防のみならずフレイル期あるいは要介護状態にある高齢者の全身状態の悪化防止や改善への効果が報告されており、訪問歯科診療の需要も年々高まりをみせております。

一方で、要介護高齢者の増加に伴い介護施設の需要も高まっているが、高齢者施設は慢性的に人材不足であり、マンパワーの不足する介護現場では、すべての入居者に対し口腔ケアの介入を行う事は容易ではなく、より必要度が高い者に時間を割かざるを得ない状況にある事は、想像に難くありません。

今回は、いろいろな観点から口腔ケア介入について考えてみるとともに、今までの訪問歯科診療で感じた要介護高齢者の義歯への考察についても触れてみたいと思います。

演題：一人ひとりの豊かな生活につなげる口腔ケア支援～訪問歯科衛生士の立場から～

**講師：一般社団法人仙台歯科医師会在宅訪問・障害者・休日夜間診療所
岸 さやか(歯科衛生士)**

近年、口腔の重要性が広く認識されるようになり、医療・介護・福祉の現場では口腔に関してより専門的な知識と対応が求められています。しかし、現在歯数の増加やそれに伴った虫歯、歯周病の罹患率増加によって、多くの方が口腔内に様々な問題を抱えています。さらに抱える疾患や障害により、口腔内だけでなく口腔周囲の機能的な問題も抱えるなど複雑化していることから、支援する側は口腔ケアの難しさや悩みを感じている方も少なくないと感じます。

口腔ケアは、全身健康の維持・向上だけでなく、日常生活を送る上でのコミュニケーションや美味しく口から食べることなど、生きる喜びや精神的にも豊かな生活を支援することを目的としています。口腔ケアについて理解を深め、関わりをもつことが一人ひとりの生活を支える上で重要です。

今回は、訪問歯科衛生士の立場から口腔ケア支援を行う上で、口腔の問題に気づくためのポイントと具体的なケア方法についてお話しさせていただきます。

